

プレスリリース

報 道 各 位

「新潟コシ」の追加に係るご報告

「新潟コシ」の取引の追加に係る業務規程の変更につきましては、農林水産大臣より、8月2日付で認可されましたこと、またこれにより、「新潟コシ」の取引は、本年10月21日（金）より開始することが決定致しましたことを併せてご報告申し上げます。

「新潟コシ」は、当業者から個別銘柄取引の対象として、特に要望が高い銘柄であることから、日本米の新たな指標となることを期待しております。同時に、消費者にとっても馴染みのある人気銘柄であり、「新潟コシ」の先物価格が、広く社会に認知され、幅広い方々に活用されることを願うものです。

米穀の先物市場への期待が高まるなかで、「新潟コシ」が米穀の先物市場全体を牽引していく存在となるよう努めて参ります。

平成28年8月2日
大阪堂島商品取引所
理事長 岡本 安明

農林水産省指令 28食産第1988号

大阪府大阪市西区阿波座一丁目10番14号

大阪堂島商品取引所

理事長 岡本 安明

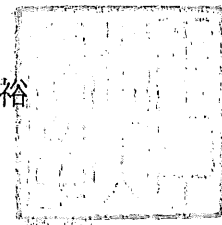
平成28年7月20日付け28堂島商取発第71号をもって認可申請のあった業務
規程の変更については、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第
1項の規定に基づき、申請のとおり認可します。

平成28年8月2日

農林水産大臣

森 山

裕



変 更 理 由 書

米穀の先物取引については、これまでも新穀の取引開始時期に合わせて、取引ルール等の見直しを実施してきた。そうしたこともあり、取引量は着実に増加してきたが、生産者や集荷業者等の参加促進については引き続きの課題となっており、昨年、試験上場の再延長の認可を受けてから、その方策について検討してきた。

その結果、生産者や集荷業者等のニーズに応えるためには、既存の「東京コメ」（業務用米を対象）、「大阪コメ」（コシヒカリを対象）では、①取引（受渡）単位が大きい（12t、3t）こと、②リスクヘッジ機能を十分に活用するには取引期限が短い（6ヶ月）こと、③受渡しにおいて現物取引で一般的な決済書類（荷渡指図書）が使用されていないことなどが妨げとなっており、また、受方たる現物調達サイドからは、④受渡銘柄を選択できないことが最大のリスクとの指摘が多いことを受け、今般、次のような規定変更を行うこととした。

《主な変更点》

- 生産者（法人）のニーズを踏まえ、取引（受渡）単位を小口化（1.5t）する。
- 次年産の生産計画の検討時において、あらかじめその販売価格を確定できるようにするため、取引期限を最長 12 ヶ月先とする。
- 受渡し場所を倉荷証券発券倉庫以外にも拡大できるようにするため、受渡決済時の書類を現物取引で一般的なもの（荷渡指図書）にする。
- 受方の利便性向上のため、産地品種銘柄を特定した取引とし、標準品（基準銘柄）を個別銘柄とする。銘柄については、生産量が多く、当業者の要望が高い「新潟県産コシヒカリ」を選定する。

当該変更にあつては、既存の「大阪コメ」の改変で対応することも検討したが、数ヶ月間、新旧取引ルールが混在することによる関係者の混乱を避けるため、標準品及び関連する取引ルールの追加で対応することとした。

なお、これまでのルール変更等が新穀の取引開始時期に合わせて実施してきたことに照らし、1年先の新穀 10 月限をターゲットに、本年 10 月から取引を開始する。

業務規程の変更箇所

1. 農産物市場の米穀の標準品に「新潟コシ(新潟県産コシヒカリ)」を追加する。(第 8 条)
2. 標準品「新潟コシ(新潟県産コシヒカリ)」に関連する取引ルールを次のとおり追加する。
 - (1) 納会日は、偶数月の 20 日とする。(第 3 条)
 - (2) 取引の期限は、12 ヶ月以内の偶数月とする。(第 7 条)
 - (3) 価格表示は 1 俵あたり 10 円刻みとし、取引(受渡)単位は、1.5 トンとする。(第 9 条)
 - (4) 値幅の制限の解除日は、納会月の 11 日とする。(第 22 条)
 - (5) 受渡日の日時は、納会日の 2 営業日後の午後 1 時とする。(第 88 条の 23)
 - (6) 受渡書類は、荷渡指図書とする。(第 88 条の 28)
 - (7) (6)に伴う文言整理を行う。(第 88 条の 33、第 88 条の 34 及び第 88 条の 37)
 - (8) 受渡決済に係る書類提出の規定を追加する。(第 154 条)
3. その他の文言整理(第 88 条の 38、第 163 条)

変 更		現 行	
第 1 章 商品市場及び立会の開閉・停止		第 1 章 商品市場及び立会の開閉・停止	
第 1 条・第 2 条	省 略	第 1 条・第 2 条	省 略
(当月限納会日及び取引最終日)		(当月限納会日及び取引最終日)	
第 3 条	現物先物取引における当月限の立会は、次に掲げる日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下「当月限納会日」という。）の前場限りとする。	第 3 条	現物先物取引における当月限の立会は、次に掲げる日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）（以下「当月限納会日」という。）の前場限りとする。
(1)・(2)	省 略	(1)・(2)	省 略
(3) 米	穀	(3) 米	穀
イ	大阪コメ（第 8 条第 2 項第 4 号イの大阪コメをいう。以下同じ。）	イ	第 8 条第 2 項第 4 号のイに定める米穀にあつては <u>毎月</u> の 10 日
ロ	東京コメ（同号ロの東京コメをいう。以下同じ。）	ロ	同号のロに定める米穀にあつては <u>毎月</u> の 20 日
ハ	新潟コシ（同号ハの新潟コシをいう。以下同じ。）		(新 設)
(4)～(7)	省 略	(4)～(7)	省 略
2・3	省 略	2・3	省 略
第 4 条・第 5 条	省 略	第 4 条・第 5 条	省 略
第 2 章 取引の対象等、期限、呼値及び単位		第 2 章 取引の対象等、期限、呼値及び単位	
第 1 節 現物先物取引及び実物取引		第 1 節 現物先物取引及び実物取引	
第 6 条	省 略	第 6 条	省 略
(取引の期限)		(取引の期限)	
第 7 条	本所における現物先物取引の期限は、次のとおりとする。	第 7 条	本所における現物先物取引の期限は、次のとおりとする。
(1) 農産物市場		(1) 農産物市場	
イ～ハ	省 略	イ～ハ	省 略
ニ	大阪コメ及び東京コメにあつては、毎月その当月限納会日の翌営業日 を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した 6 か月以 内の各限月によるものとする。新潟コシにあつては、毎偶数月の当月限 納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から 起算した 12 か月以内の各偶数限月によるものとする。	ニ	米穀にあつては、毎月その当月限納会日の翌営業日を新甫発会日とし、 新甫発会日の属する月の翌月から起算した 6 か月以内の各限月によるも のとする。
ホ	略	ホ	略

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

変 更			現 行	
2	(2)～(4) 省 略		2	(2)～(4) 省 略
(現物先物取引の標準品等)				
第8条 現物先物取引は、標準品による格付受渡しの方法によるものとし、その標準品、格付による受渡供用品及び格付表（米穀にあっては価格調整表という。以下同じ。）その他格付に関する事項は、理事会がこれを定める。				
2 現物先物取引の標準品は、次のとおりとする。				
(1)～(3) 省 略				
(4) 米 穀				
イ 大阪コメ（滋賀県産コシヒカリ及び三重県産コシヒカリをいう。）				
ロ 東京コメ（栃木県産あさひの夢、群馬県産あさひの夢、埼玉県産彩のかがやき、千葉県産ふさおとめ及び千葉県産ふさこがねをいう。）				
<u>ハ 新潟コシ（新潟県産コシヒカリをいう。）</u>				
なお、イからハまでのいずれにあってても、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づき検査規格水稻うるち玄米1等品に限る。				
(5)～(9) 省 略				
3～6（削 る）				
3 現物先物取引の受渡供用品は、別に定める格付表の一に該当するものに限る。				
4 第1項の規定による受渡供用品の銘柄又は格差は、理事会が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。				
5 前項の規定により理事会が銘柄又は格差を変更する場合は、次により行うものとする。				
(1) <u>大豆及び小豆</u>				
受渡供用品の銘柄又は格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の15日までにこれを定め、当該新甫から適用する。				
(2) <u>とうもろこし</u>				
受渡供用品の銘柄又は格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の前月15日までにこれを定め、当該新甫から適用する。				
(3) <u>米 穀</u>				
受渡供用品の銘柄又は格差を変更する場合は、第8条第2項第4号のイに定める米穀にあっては新甫発会日の属する月の前月の最終営業日までに、同号のロに定める米穀にあっては新甫発会日の属する月の15日までにこれを定め、当該新甫から適用する。				
(4) <u>精糖及び粗糖</u>				
受渡供用品の銘柄又は格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の前月15日までにこれを定め、当該新甫から適用する。				

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

変	更	現	行
		(5) <u>冷凍えび</u> 受渡供用品の銘柄及び格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の前月の最終営業日までにこれを定め、当該新甫から適用する。	
		6. 第3項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めたとときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の格付表その他の格付に関する事項は、理事会がこれを定める。	
(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)		(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)	
第9条 現物先物取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位は次のとおりとし、実物取引は取引当事者の約定によるものとする。		第9条 現物先物取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位は次のとおりとし、実物取引は取引当事者の約定によるものとする。	
種類 省 略		種類 省 略	
(1)～(3)		(1)～(3)	
(4) 米		(4) 米	
イ 大阪 コメ		イ 第8条第2項第4号のイに定める米穀	
ロ 東京 コメ		ロ 同号のロに定める米穀	
ハ 新潟 コシ		1俵 (60キログラム) 10円	
(5)～(9)		1俵 (60キログラム) 10円	
第10条～第18条		1俵 (60キログラム) 10円	
省 略		(新 設)	
省 略		省 略	
第3章 取引の契約の締結及びその制限		第3章 取引の契約の締結及びその制限	
第1節 現物先物取引及び実物取引		第1節 現物先物取引及び実物取引	
第19条～第21条		第19条～第21条	
省 略		省 略	
(価値の制限)		(価値の制限)	
第22条 売買約定は、制限値段の範囲内で行うものとする。		第22条 売買約定は、制限値段の範囲内で行うものとする。	
2 前項の規定による制限値段は、現物先物取引にあっては前営業日における第41条に規定する帳入値段、実物取引にあっては前営業日における最終約定値段を基準値段とし、同値段の100分の15の範囲内において理事会が定めた制限値段額を加減した値段とする。		2 前項の規定による制限値段は、現物先物取引にあっては前営業日における第41条に規定する帳入値段、実物取引にあっては前営業日における最終約定値段を基準値段とし、同値段の100分の15の範囲内において理事会が定めた制限値段額を加減した値段とする。	

業務規程の一部変更

別紙 1

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

変 更		現 行
3	前二項の規定は、大豆、小豆及び精糖にあつては当年限納会日の属する月の15日以降、とうもろこし、 <u>大阪コメ</u> 、粗糖及び冷凍えびに属する月の1日以降、 <u>東京コメ</u> 及び新潟コシにあつては当年限納会日の属する月の11日以降の当月限の売買約定には適用しない。 ただし、本所が理事会の決議をもって特に必要があるときは、この限りでない。 4 ～ 6 省 略 第23条～第88条の21 省 略	3 前二項の規定は、大豆、小豆及び精糖にあつては当年限納会日の属する月の15日以降、とうもろこし、 <u>第8条第2項第4号のイに定める米穀</u> 、粗糖及び冷凍えびにあつては当年限納会日の属する月の1日以降、 <u>同号のロに定める米穀</u> にあつては当年限納会日の属する月の11日以降の当月限の売買約定には適用しない。 ただし、本所が理事会の決議をもって特に必要があるときは、この限りでない。 4 ～ 6 省 略 第23条～第88条の21 省 略
第5章 受 渡 し		第5章 受 渡 し
第4節 米 穀		第4節 米 穀
第88条の22 省 略	第88条の22 省 略	第88条の22 省 略
(受渡しの日時) 第88条の23 現物先物取引の受渡日（次条に規定する早受渡しを除く。）は、次のとおりとする。 (1) <u>大 阪 コ メ</u> 当年限納会日の5営業日後 (2) <u>東 京 コ メ</u> 当年限納会日の5営業日後 (3) <u>新 潟 コ シ</u> 当年限納会日の2営業日後 2 実物取引の受渡日は、受渡約定日とする。 3 渡方の受渡書類の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）額の納入時限は、当該受渡日の午後1時とする。		(受渡しの日時) 第88条の23 現物先物取引の受渡日（次条に規定する早受渡しを除く。）は、当年限納会日の5営業日後とする。 (新 設) (新 設) (新 設) 2 実物取引の受渡日は、受渡約定日とする。 3 渡方の指定倉荷証券の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）額の納入時限は、当該受渡日の午後1時とする。
第88条の24～第88条の27 省 略	第88条の24～第88条の27 省 略	第88条の24～第88条の27 省 略
(受渡書類の条件) 第88条の28 受渡書類は、次のとおりとする。 (1) <u>大 阪 コ メ</u> 指定倉荷証券 (2) <u>東 京 コ メ</u> 指定倉荷証券 (3) <u>新 潟 コ シ</u> 本所が別に定める荷渡指図書及び在庫証明書		(指定倉荷証券の条件) 第88条の28 指定倉荷証券は、 <u>産地品種銘柄、産年及び等級が同一のもので、第9条の受渡単位ごとに1通とし、寄託当時の時価に相当する価格を保険金額とした火災保険をつけ、かつ、事故等の記載のないものでなければならない。</u> (新 設) (新 設) (新 設)

変 更		現	行
(新 設)			
2. 指定倉荷証券及び荷渡指図書は、 <u>産地品種銘柄、産年及び等級が同一のもの</u> で、第9条の受渡単位ごとに1通とし、寄託当時の時価に相当する価格を保険金額とした火災保険をつけ、かつ、事故等の記載のないものでなければならぬ。	第88条の29～第88条の32 省 略	第88条の29～第88条の32 省 略	
(受渡諸経費の分担) 第88条の33 <u>受渡日</u> の属する期までの倉庫保管料及び出庫料は、渡方の負担とする。	2～5 省 略	(受渡諸経費の分担) 第88条の33 <u>本所が受方が指定倉荷証券を交付した日の属する期までの倉庫保管料及び出庫料は、渡方の負担とする。</u>	2～5 省 略
(<u>受渡書類提供後の滅失又はき損</u>) 第88条の34 渡方が受渡書類を本所に差し出した後、本所がこれを受方に交付するまでに、その受渡品が滅失又はき損したときは、その滅失又はき損は、渡方の負担とする。	2 前項の場合において、渡方は、その滅失又はき損した部分に対する代品の提供を受方から請求されたときは、これを拒むことができない。ただし、その滅失又はき損が渡方の責めに帰すべきでない事由によって生じた場合は、この限りでない。	(<u>指定倉荷証券提供後の滅失又はき損</u>) 第88条の34 渡方が <u>指定倉荷証券</u> を本所に差し出した後、本所がこれを受方に交付するまでに、その受渡品が滅失又はき損したときは、その滅失又はき損は、渡方の負担とする。	2 前項の場合において、渡方は、その滅失又はき損した部分に対する代品の提供を受方から請求されたときは、これを拒むことができない。ただし、その滅失又はき損が渡方の責めに帰すべきでない事由によって生じた場合は、この限りでない。
3 渡方が前項ただし書の規定により受渡しを拒むことを本所に申し出たときは、本所は、受渡し終了とみなし、受方から本所に差し出した受渡代金のうち当該数量に対する受渡代金を受方に返付し、代品をもって受渡しをするときは、受渡日の翌日から5営業日以内にこれを行うものとする。	第88条の35・第88条の36 省 略	3 渡方が前項ただし書の規定により受渡しを拒むことを本所に申し出たときは、本所は、受渡し終了とみなし、受方から本所に差し出した受渡代金のうち当該数量に対する受渡代金を受方に返付し、代品をもって受渡しをするときは、受渡日の翌日から5営業日以内にこれを行うものとする。	第88条の35・第88条の36 省 略
(<u>委託者の受渡書類の保管</u>) 第88条の37 委託者が受渡書類を本所の受渡しに提供しようとするときは、当該受託会員は、これを受渡しの時まで保管しなければならない。	第88条の35・第88条の36 省 略	(<u>委託者の指定倉荷証券の保管</u>) 第88条の37 委託者が <u>指定倉荷証券</u> を本所の受渡しに提供しようとするときは、当該受託会員は、これを受渡しの時まで保管しなければならない。	第88条の35・第88条の36 省 略
(<u>合意受渡し</u>) 第88条の38 受渡当事者は <u>大阪コメ</u> に係る受渡供用品にあつては、第88条の22、第88条の25、第88条の27、第88条の31から第88条の34まで及び第88条の36、 <u>同号のロに定める米穀</u> に係る受渡供用品にあつては、第88条の22、第88条の23、第88条の25、第88条の31から第88条の35までの規定にかかわらず、受渡当事者が受渡し条件について合意し、その合意に基づき受渡しを行うことである。	第88条の35・第88条の36 省 略	(<u>合意受渡し</u>) 第88条の38 受渡当事者は第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあつては、第88条の22、第88条の25、第88条の27、第88条の31から第88条の34まで及び第88条の36、 <u>同号のロに定める米穀</u> に係る受渡供用品にあつては、第88条の22、第88条の23、第88条の25、第88条の31から第88条の35までの規定にかかわらず、受渡当事者が受渡し条件について合意し、その合意に基づき受渡しを行うことである。	第88条の35・第88条の36 省 略

変 更		現 行
第88条の39・第88条の40 省 略 (削 る)	第88条の39・第88条の40 省 略 第88条の41～第88条の52 (削 除)	
第89条～第153条 省 略	第89条～第153条 省 略	
第10節 受渡しの決済の方法		第10節 受渡しの決済の方法
(受渡決済の方法) 第154条 大豆、小豆、 <u>東京コメ、大阪コメ、精糖及び冷凍えびの現物先物取引の受渡しに於ては、渡方は指定倉庫証券及び受渡金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額をもって受渡しに係るものと自己の計算をもつて受渡しに係るものとを区分して渡方は指定倉庫証券を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出すものとする。</u>		(受渡決済の方法) 第154条 大豆、小豆、 <u>米穀、精糖及び冷凍えびの現物先物取引の受渡しに於ては、渡方は指定倉庫証券及び受渡金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額をもって受渡しに係るものと自己の計算をもつて受渡しに係るものとを区分して渡方は指定倉庫証券を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出すものとする。</u>
2 省 略	2 省 略	2 (新 設)
3 新潟コシの現物先物取引の受渡しについては、渡方は第88条の28第1項第3号に掲げる受渡書類を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出してこれを行う。ただし、受託会員は、 <u>委託者の計算をもつて受渡しに係るものと自己の計算をもつて受渡しに係るものとを区分して、渡方は受渡書類を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出すものとする。</u>	3 本所は、受方から受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額又は受渡代金が差し出されたときは、受方に指定倉庫証券又は受渡書類等を交付し、渡方に受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額又は受渡代金を交付するものとする。ただし、粗糖にあつては、第113条第4項に規定する受方から本所に対して届け出があつた翌営業日の午後1時までに交付するものとする。	
(削 る)	4 本所は、必要があるとき、 <u>理事会の決議を経て第2項の故障申立ての期限を延長することができる。</u>	
第155条・第156条 省 略	第155条・第156条 省 略	第155条・第156条 省 略

変 更		現 行	
第157条～第162条	第6章 取 引 証 拠 金 省 略	第157条～第162条	第6章 取 引 証 拠 金 省 略
(取引受渡証拠金) 第163条 取引受渡証拠金は、とうもろこし、<u>大阪コメ</u>、<u>東京コメ</u>及び粗糖の取引を受渡しによって決済する渡方、受方双方から、当月限納会日（早受渡しにあつては当該応諾日の翌営業日正午までに預託させるものとする。 2 前項の取引受渡証拠金の額は、受渡代金の100分の5に相当する額とする。ただし、相場に著しい変動がある等理事会有必要と認めるときは、渡方、受方双方又はその一方の取引受渡証拠金の額を変更し預託させることができるものとする。 3 第1項の取引受渡証拠金については、調整等が終了し本所が預託の必要がないと認めたときは、清算機構に通知するものとする。		(取引受渡証拠金) 第163条 取引受渡証拠金は、とうもろこし、<u>米穀</u>及び粗糖の取引を受渡しによつて決済する渡方、受方双方から、当月限納会日（早受渡しにあつては当該応諾日の翌営業日正午までに預託させるものとする。 2 前項の取引受渡証拠金の額は、受渡代金の100分の5に相当する額とする。ただし、相場に著しい変動がある等理事会有必要と認めるときは、渡方、受方双方又はその一方の取引受渡証拠金の額を変更し預託させることができるものとする。 3 第1項の取引受渡証拠金については、調整等が終了し本所が預託の必要がないと認めたときは、清算機構に通知するものとする。	

(以 下 、 省 略)

(以 下 、 省 略)

附 則 (平成28年 7 月20日)

平成28年 7 月20日開催の理事会において決議した業務規程の新設及び変更は、農林水産大臣の認可の日（平成28年 8 月 2 日）から施行する。

ただし、改正後の業務規程第 8 条第 2 項第 4 号ハに掲げる取引にあつては、平成28年10月 21日より開始するものとし、当初の取引対象限月は、改正後の業務規程第 7 条第 1 項第 1 号ニの規定にかかわらず、平成29年 6 月限、 8 月限及び10月限とする。